

## いわて職業人材育成事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 地域産業を担う実践的かつ専門的な能力を有する人材の育成と若者の県内定着を推進するため、私立専修学校専門課程が新たに実施する県内就職及び早期離職の防止を促進する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 県内就職

岩手県内に本社又は事業所（支店等）がある企業、団体等（以下「企業等」という。）に就職した場合をいう。

#### (2) 職業実践専門課程

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定したものをいう。

### (補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、職業実践専門課程を置く専修学校（以下「専修学校」という。）を設置する者（以下「学校設置者」という。）とし、第1条に規定する経費は、専修学校が専攻分野に関する企業等と連携して新たに実施する県内就職及び早期離職の防止を促進する事業に要する経費のうち知事が認めた経費とする。

### (補助金の補助額)

第4条 第3条に掲げる経費に対する補助額は、2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた金額）以内の額とする。ただし、1校あたり50万円を上限とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第2号により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

### (申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

2 学校設置者は、前項の規定に基づいて申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第8条 学校設置者は、第6条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第4号により学校設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第9条 学校設置者は、交付の対象である補助金の受領を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第10条 知事は、予算の執行の適正を期するため、学校設置者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その学校等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第11条 学校設置者は、交付の対象である補助金の受領が完了したときは、別に定める期日までに、様式第6号による実績報告書及びその他の書類（以下「報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、学校設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができる。

(書類の整備等)

第13条 学校設置者は、補助事業に係る補助金の経理についての帳簿を備え、当該補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(調書)

第 14 条 学校設置者は、補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。